

法人代表者の方へ 事業所調査に ご協力を

提出期限は 11月15日

法人代表者又は法人
事業所等の従業員で
なくなった方へ

平成9年9月1日
以後に建設国保に加
入し、健康保険適用
除外承認を受けた被
保険者の医療費につ
いては、国からの補
助金が健康保険並み
の低い補助率で計算
されます。建設国保
では、該当する方の
保険証番号の末尾を
「1」とし、その医
療費データを区分す
ることで、適正な補
助金申請に努めてい
るところです。

法人解散又は退職
等により健康保険
適用除外承認を解除
(厚生年金の資格を
喪失)したにもかか
わらず建設国保へ届
出いただいていない
場合、本来は補助率
が高いはずの被保険
者の医療費に対して
低い補助率で補助金
を申請してしまうこ
とになります。

法人を解散した場
合又は退職等により
法人事業所等の従業
員でなくなった場合
は、速やかに届出を
してください。

法人事業所又は5
人以上の個人事業所
(以下「法人事業所
等」といいます。)
は、その代表者及び
従業員について、健
康保険と厚生年金
(いわゆる社会保
険)の強制適用を受
けます。ただし、年
金事務所の承認を受
けて健康保険の適用
を外してもらい、厚
生年金に加入すれば、
建設国保の被保険者
として残ることがで
きます。これを「健
康保険適用除外承
認」といいます(厚
生年金に適用除外は、
ありません)。

働省及び香川県は、
「国保組合は、定期
的に事業所調査を実
施し、違法な状態を
見つけた場合は指導
を行い、指導をした
にもかかわらず、必
要な手続きを行わな
い組合員については、
除名等の厳しい処分
を行う必要がある」
としています。

建設国保ではこれ
を受けて、毎年、健
康保険適用除外に関
する事業所調査を実
施しています。
本年についても11
月1日付けで法人代
表者の方に事業所調
査用紙を送付させて
いただきますので、
必ず提出していただ
きますようお願いし
ます。

【提出期限 11月15日】

このため、厚生労

な状態となります。

法人事業所等の代
表者又は従業員が、
この手続きをせずに
建設国保の被保険者
であることは、違法
な状態となります。

国保組合だより